（海技免許についての限定）

第四条　（略）

２　前項の規定によるほか、学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者にあつては、四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許につき、別表第二の二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に応じ、同表の下欄に定める船舶職員の職についても行う。

３～５　（略）

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一～三　（略）

三の二　海上保安大学校特修科を卒業した者（海上保安大学校初任科を修了した者に限る。）の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年（研修科国際業務課程を修了した者にあつては九月）以上	実習又は船舶の運航	研修科国際業務課程を修了した者にあつては、練習船（総トン数五百トン以上のものとする。以下この表において同じ。）による実習が少なくとも九月なければならない。
四級海技士（機関）試験又は内燃機関四級海技士（機関）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年（研修科国際業務課程を修了した者にあつては九月）以上	実習又は船舶の運航	研修科国際業務課程を修了した者にあつては、練習船による実習が少なくとも九月なければならない。

四～六　（略）

備考　（略）

（海技免許についての限定）

第四条　（略）

２　前項の規定によるほか、学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者にあつては、四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許につき、別表第二の二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に応じ、同表の下欄に定める船舶職員の職についても行う。

３～５　（略）

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一～三　（略）

三の二　海上保安大学校特修科を卒業した者（海上保安大学校初任科を修了した者に限る。）の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年以上	実習又は船舶の運航	
四級海技士（機関）試験又は内燃機関四級海技士（機関）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年以上	実習又は船舶の運航	

四～六　（略）

備考　（略）